



2026年度町田市中小企業者特許権等取得事業補助金 募集要領

国内における特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を取得しようとする市内の中小企業者に対し、出願に要する経費の一部を補助することにより、新製品及び新技術の開発を促進するとともに、技術力の向上及び競争力の強化を促進します。

1 概要

(1) 対象者

次に掲げる要件をすべて満たす中小企業者※とします。

- ①市内に住民登録を有する個人事業者又は市内を納税地とする法人であること
- ②3か月以上事業を営んでいること
- ③市税を完納していること

※ 中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者

主な業種	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業など	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

(2) 補助対象事業

- ①特許・実用新案登録・意匠登録・商標登録の出願
- ②特許出願についての出願審査の請求

※国内の出願及び審査請求に限ります。

※同一の特許権等について他の団体から同様の補助金等の交付を受けているときや特許権が中小企業者以外の者との共有に係るときは補助の対象とはなりません。

※一事業者当たり同一年度に2度までの申請が可能です。一つの出願ごとに申請を行ってください。



(3) 補助対象経費

特許法等の出願に関する手数料及び弁理士に支払う手数料

※消費税、源泉徴収税、早期審査請求や電子申請等に係る手数料は対象外です。

(4) 補助率

補助対象経費の1/2（小規模企業者の場合、補助対象経費の2/3）

(5) 補助額

上限10万円（商標登録出願の場合は上限5万円。出願審査請求の場合、弁理士手数料においては2万5千円を上限とする。）

※ 1,000円未満切り捨て

2 申請

(1) 申請期間

2026年4月1日（水）～2027年3月12日（金） ※必着

※先着順で予算の範囲内で受付を行います。

※予算上限に達した場合、その時点で申請受付を終了します。

(2) 申請方法

申請書類一式を揃えた上で、郵送または持参にて提出してください。

<町田市中小企業者特許権等取得事業補助金 申請書類提出先>

〒194-8520

東京都町田市森野2-2-22

町田市経済観光部産業政策課

※持参の場合 町田市庁舎9階 経済観光部産業政策課 906窓口

【受付時間】

平日8:30～17:00（最終受付16:30）



(3) 申請書類

No	提出書類	部数
1	町田市補助金等交付申請書（第1号様式）（指定様式）	1部
2	会社概要及び経費明細書（指定様式）	1部
3	市税の完納証明書 （町田市庁舎2階 市民税課207の窓口で発行しています） ※ 発行後3ヶ月以内のもの。コピー可。	1部
4	事業実態が確認できるもの 法人の場合 履歴事項全部証明書 個人の場合 住民票及び青色申告決算書又は収支内訳書 ※ 履歴事項全部証明書又は住民票は発行後3ヶ月以内のもの。 ※ 書類はすべて写し（コピー）でも可。 ※ 青色申告決算書又は収支内訳書を提出できない場合は、開業届及び月別試算表、売上元帳等事業の成果がわかる資料を提出ください。	各1部
5	弁理士手数料の内訳の分かる見積書等	1部
6	該当の場合小規模事業者確認書（指定様式）	1部

※ 申請書など、申請に必要な書式は、町田市ホームページ（下記リンク又はQRコード）からダウンロードできます。

<https://www.city.machida.tokyo.jp/jigyousha/shien/yushi/patentetc.html>

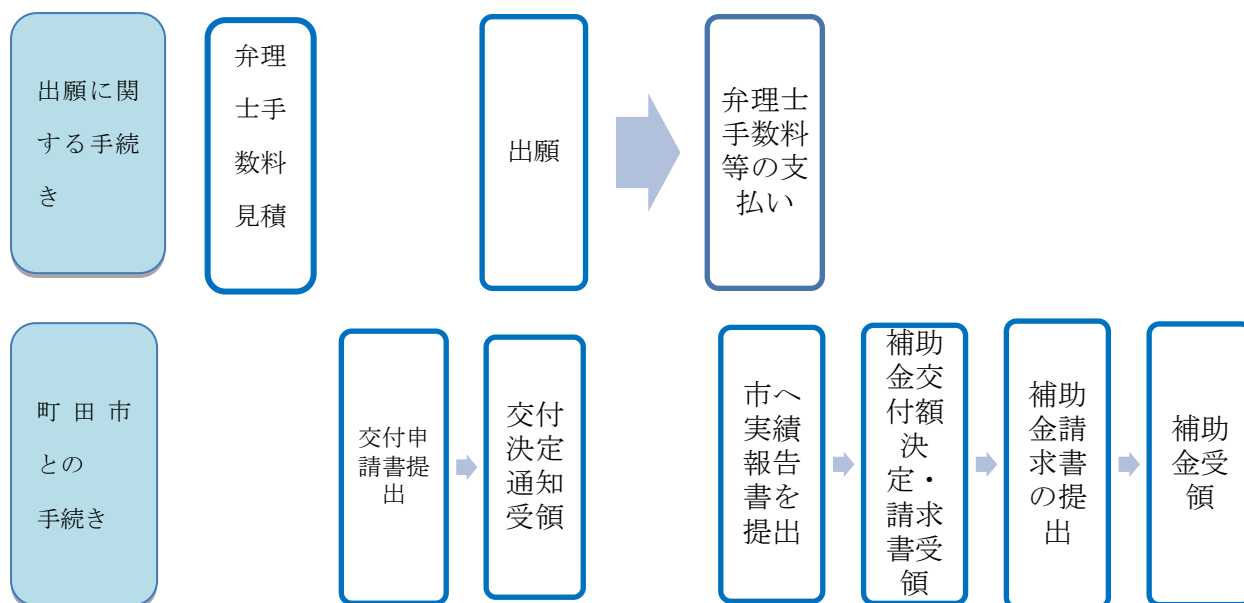


(4) 申請に関する注意事項

- ① 申請書類は、原則A4サイズ、片面印刷で提出してください。
- ② 申請書類に不足や誤りがある場合、追加書類の提出を求めること、確認の連絡をすることがございます。
- ③ ご提出いただいた申請書類はお返しいたしませんので、予めご了承ください。



3 申請の流れ



- ※1 出願費用及び弁理士手数料について、2027年3月31日までに支払いを行われるものに限ります。
- ※2 先着順で予算の範囲内で受付を行います。
- ※3 予算上限に達した場合、その時点で申請受付を終了します。
- ※4 交付決定後に補助事業の内容を変更又は中止・廃止しようとする場合は、事前にご相談の上、変更承認申請書を提出してください。

4 よくある質問

【申請について】

Q1. 何回でも申請できますか？

A1. 同一事業者による申請は、同一年度に2回まで申請ができます。ただし一つの発明または考案について申請は1回までとなります。(特許登録出願と審査請求は、同一の発明または考案であっても併用できます。)

Q2. 二つの商標を出願しようと考えていますが、補助の対象となりますか？

A2. 出願する商標が別のものであれば、同一年度に2つまで申請ができます。申請書類



はそれぞれの事業ごとに作成してください。

Q 3. 消費税分は補助対象になりますか？

A 3. 対象になりません。

Q 4. 創業間もない事業者も対象となりますか？

A 4. 申請日時時点で3か月以上事業を営んでいる方が対象となります。

Q 5. 他の補助金や助成金を受けていますが、申請は可能ですか？

A 5. 同一の事業に対し、国や東京都等からの補助金を利用することは出来ません。

Q 6. クレジットカードでの支払いをしたいのですが、認められますか？

A 6. 原則、クレジットカードでの支払いは認められません。クレジットカードでの決済を検討されている方は、事前に産業政策課へご相談ください。

Q 7. 出願が終了しました、実績報告書の提出方法を教えてください。

A 7. 出願完了後2か月以内に、ホームページに掲載している町田市補助事業等実績報告書（第8号様式）に添付書類を加え、産業政策課へ提出してください。

2か月以内に支払いが完了していない場合は、産業政策課へご相談ください。

<町田市中小企業者特許権等取得事業補助金 問い合わせ先>

〒194-8520

東京都町田市森野2-2-22

町田市経済観光部産業政策課

電話：042-724-3296 FAX：050-3101-9615

メール：keizai010@city.machida.tokyo.jp

